



経営課題の解決に取り組む事業者の皆様へ

阿賀野市 企業競争力強化支援事業補助金

市内地域経済の発展、地域住民の雇用維持・賃金上昇を目的とし、中東情勢や物価高騰等の影響を強く受ける市内中小企業のうち、経営課題の解決に取り組む事業者を対象に、その取り組みにかかる経費の一部を補助します。

対象者

- * 阿賀野市内に本社または事業所を持つ中小企業者または個人事業主(市内に住所を有する)であること。
- * 「阿賀野市地域ビジネス継続サポート補助金」を活用していないこと。
- * 1年以上事業を営んでいること * 市税の滞納がないこと。
- * 暴力団または暴力団等と関係を有しないこと。
- * 阿賀野市商工会または、金融機関の経営指導を受けていること。
- * 下記の要件に該当する事業者であること。

〔売上等減少要件〕

2026年2月以降の任意の1ヵ月の売上高・粗利益・営業利益のいずれかが、前年同月と比較して5%以上減少していること。

※粗利益とは、「売上－売上原価」、営業利益とは、「粗利益－販管費等」です。

本市産業支援のため、
可能な限り市内業者の
活用をお願いします。

補助対象事業

中東情勢や物価高騰など、産業構造や経済社会活動の変化に対応するために行う次の取り組みを対象とします。

① 新市場進出や事業再構築を図る取組

(材料等の調達先の多様化、新商品・サービスの開発、既存ビジネスモデルの転換、新規事業の創出)

② 省人化・省力化等の生産性向上を図る取組

(手作業による業務を機械・システムで代替する 等)

③ デジタル技術の活用や DX 化を図る取組

(オンライン化、EC サイトの開設、管理システムアプリの導入、ドローンの活用 等)

※交付決定よりも前に着手する事業等については、補助対象となりません。

※以下のような団体は中小企業基本法上の中小企業者に該当しないため、対象外となります。

社会福祉法人	医療法人	特定非営利活動法人
一般社団・財団法人	公益社団・財団法人	学校法人
農事組合法人	組合	有限責任事業組合

詳しくは中小企業庁 HP を確認してください。

「中小企業・小規模企業者の定義」(<https://www.chusho.meti.go.jp/soshiki/teigi.html>)

対象経費一覧

経費区分	内容	主な例
① 機械装置等費	事業遂行に必要な機械、装置、什器、設備等の購入 【対象外】汎用性が非常に高いもの、単なる取替更新や増設するだけの設備、自動車等車両の購入費、事務用品等の消耗品、既存ソフトやシステムの単なる増台や追加購入分のライセンス費用・更新料、販売・賃貸するための設備購入	生産効率が高い製造機械設備、特定業務用ソフトウェア（設計用3次元CADソフト、業務効率に向けた管理ソフト等）、アプリ導入費用、ハードウェアは補助事業実施に必要な不可欠と認められるもの（タブレット端末等）
② 開発費	新商品・新サービス等の開発に必要な試作・改良に要する経費 ※購入する資材等の数量は、必要最小限にとどめ、補助事業完了時には使い切ること。 ※実際に販売を目的として製品、商品等の生産・調達に係る経費は補助対象外。 ※レンタル又はリースの場合であって、契約期間が補助対象期間を超えるときは、按分により算出した額が補助対象となる。	試作品の原材料費、開発のための機械リース料、包装・パッケージに係るデザインの外注、業務システム開発の外注、試作品製造費、商品改良費、試験・検査費等
③ 展示会等出展費	新たな取引先・販路等を開拓するため、展示会・商談会等への出展・参加するための経費。ただし、運搬費の内、レンタカー代、ガソリン代、駐車場代等自らが運搬する経費は除く。	展示会出展料、商談会参加費、ブース装飾費、展示品運搬等の関連する運搬費、会場設営費等
④ 広報費	新商品・新サービスや新たな取り組みを周知するための広告・宣伝に要する経費 ※単なる会社紹介や通常の営業活動に使用するものは対象外。 ※補助事業期間で未配布・未使用分は補助対象外。	チラシ、パンフレット、ポスター制作費、新聞・雑誌広告費、Web広告費、PR動画制作費、HP製作、インターネットショッピングモール等へ出店料
⑤ 報償費	新たな事業や取り組みについて、専門的な知識・助言等を得るための謝金	専門家・コンサルタントへの謝金、技術指導への謝金、商品開発・販路開拓等に係る専門家謝金等
⑥ 旅費	新たな仕入先・取引先・販路等の開拓や事業実施に必要な出張に要する経費 ただし、通常の営業活動に要する経費は除く。 ※移動に要する経費については、公共交通機関を用いた最も経済的及び合理的な経路により算出された実費。 ※宿泊費については、経済的・合理的な理由により選定された宿泊施設に対して支払う実費	仕入れ先候補への訪問旅費、商談会・展示会への交通費・宿泊費、専門家招聘に伴う交通費
⑦ 外注費	事業実施に必要な業務の一部を、第三者に請け負わせるための経費 ※補助事業で取り組む新たなサービス提供等に結びつかない工事は対象外。（単なる店舗移転を目的として旧店舗・新店舗の解体・建設工事等）	店舗・事業所の改修費、設備工事費、看板製作・設置費、什器製作費、市場調査費、マーケティング調査費、システム開発委託費、商品撮影委託費
⑧ その他の経費	上述に掲げる経費以外の経費で市長が特に必要かつ適切と認める経費	

補助金額

★賃上げ方針表明を行った場合、補助率を引き上げます！

申請日の属する事業年度又は翌事業年度における雇用者給与等支給額を、申請日を含む事業年度の直前の事業年度と比較して 3.0%以上増加させる旨の方針を表明することです。

補助対象経費の 2 分の 1 以内の額(千円未満切捨て) 上限額 100 万円

※3.0%以上の賃上げ方針表明をした場合 補助率 3 分の 2 に引き上げ

◎小規模事業者は、3 分の 2 以内の額 上限額 50 万

※3.0%以上の賃上げ方針表明をした場合 補助率4分の3に引き上げ

小規模事業者の場合、経費の額に応じて有利な区分を選択できます。

小規模事業者とは商業・サービス業では従業員5人以下、
その他業種では従業員 20 人以下の事業所を指します。

申請受付・事業実施期間

令和8年 10 月5日(月)～令和9年2月26日(金)まで

※予算上限に達し次第、受付を締め切ります。予めご了承ください。

※上記期限までに補助対象経費の精算が全て完了し、実績報告を提出する必要があります。

※交付決定よりも前に着手する事業等については、補助対象となりません。

主な活用事例

① 新市場進出や事業再構築を図る取組

- ・【飲食】新たにテイクアウト事業を行うために、テイクアウト周知のためのチラシ配布とインターネット注文のシステムを構築。
- ・【小売・サービス】店舗販売に加え、高齢者向けの出張・訪問販売を始めるため、移動用什器や保温・保冷機材を購入。
- ・【製造・建設】自社技術を活かした一般消費者向け商品を開発するため、試作品の作成と PR 用の HP を開設。

② 省人化・省力化等の生産性向上を図る取組

- ・【飲食】接客・会計業務の負担を減らし、回転率を上げるために、モバイルオーダーやセルフレジを導入。(他に、タブレット注文の導入、配膳ロボットの導入 等)
- ・【製造】手作業で行っていた袋詰め作業を省力化するために、包装機を導入する。(製造工程の一部を自動化するために、専用機械を導入する。)

③ デジタル技術の活用や DX 化を図る取組

- ・【サービス】電話対応の手間を減らし、24 時間予約を受け付けるため、LINE連携のWeb予約システムを導入。
- ・【小売・飲食】レジ締め作業を自動化し、売上・在庫・顧客管理の分析を行うため、キャッシュレス決済端末とPOSレジアプリを連携導入。

【問い合わせ】

阿賀野市商工観光課 商工振興係 TEL:0250-62-2510 (阿賀野市岡山町 10-15)

申請の手順

1. 申請者が必要な書類を阿賀野市へ提出します。

《提出書類》

- ① 阿賀野市企業競争力強化支援事業補助金交付申請書(第1号様式)
- ② 事業計画書(第2号様式)
- ③ 売上等減少報告書(第3号様式)
添付書類:対象期間の売上高等が分かる書類(法人税事業概況説明書、決算書、月次試算表、売上台帳等 ※資料に相違ない旨の記載と記名・押印が必要)
- ④ 経営指導等証明書(第4号様式)
- ⑤ 誓約書(第5号様式)
- ⑥ 補助対象経費に係る見積書、カタログ等の写し
- ⑦ 事業実態及び1年以上の事業継続が確認できる書類
法人は3カ月以内の登記簿謄本
個人は直近の確定申告書・決算書の写し(受付印及び電子申告証明があるもの)
- ⑧ 完納証明書
- ⑨ 【賃上げ方針を表明をする場合】賃上げ方針を表明したことを証する書面
- ⑩ その他市長が必要と認める書類等

2. 内容を審査後、市が申請者に対して交付決定通知書を発送します。

3. 決定通知書を受領した上で、補助対象事業を実施します。

4. 補助対象事業完了後、実績報告書と請求書を市へ提出します。

《提出書類》

- ① 阿賀野市企業競争力強化支援事業補助金実績報告書(第9号様式)
- ② 補助対象経費一覧表(第10号様式)
- ③ 補助対象事業に係る契約行為が確認できる書類の写し(契約書、請書、注文書 等)
- ④ 補助対象事業に係る納品、費用の請求及び支払を証する書類の写し
(事業所名、日付、品目及び金額を明らかにした納品書・請求書・領収書の全てが必要です。)
- ⑤ 補助対象事業の遂行を確認できる事業前と事業後の写真(写真による報告が適さない経費については、遂行を確認できる資料)
- ⑥ 阿賀野市企業競争力強化支援事業補助金交付請求書(第12号様式)
- ⑦ 請求書に記載の振込口座情報がわかるもの(通帳の写しなど)
- ⑧ その他市長が認める書類等

5. 市が指定口座へ振込みます。